

県本部事務局業務実施細則

標記について、神奈川県隊友会規則（以下「県規則」という。）第 23 条第 3 項で、理事役会決議事項とされた県本部事務局の業務実施細則を次のとおり定める。

第 1 章 県本部事務局の所掌業務・勤務態様

（所掌業務）

第 1 条 県本部事務局の所掌業務は、県規則第 23 条第 2 項に定められた隊友会業務のほか、音楽まつりに関し自衛隊神奈川地方協力本部支援団体協議会の実務を司る。

（勤務態様）

第 2 条 県本部事務局員は、原則として、週 3 日（月・水・金）出勤し、午前 10 時から午後 4 時までの間、県本部事務局で勤務するものとする。

- 2 前項の勤務日が祝祭日に当たったときは休養日とする。
- 3 その他、県本部事務局の勤務の細部は、事務局長が柔軟に調整するものとする。

第 2 章 県本部事務局の構成と担当業務

（構成）

第 3 条 県本部事務局に事務局長、事務局次長、会計理事役、会員理事役及び若干の事務員を置く。ただし、事務局次長は、県規則第 12 条第 3 項（1）の定めにより、県会長から指定された場合に置き、会員理事役を兼務する。

（担当業務）

第 4 条 事務局長は、前第 1 条の業務に関し、細部は次を担当する。

- （1） 総会、代議員会、理事役会その他の会議の計画・実施に関すること。
- （2） 講演会、懇親会、研修旅行等の計画・実施に関すること。
- （3） 年度事業計画の立案、予算の立案及び年度末報告に関すること。
- （4） 隊友会本部への各種報告・提出資料の作成に関すること。
- （5） 各種事業・会議等の記録及び実施報告に関すること。
- （6） 事務局経費の支出監督、寄付金の募集等に関すること。
- （7） 表彰・感謝状事案の処理及び記録に関すること。
- （8） ホームページの維持・管理に関すること。
- （9） 関係部隊・機関、関係諸団体との調整・渉外に関すること。

- (10) 音楽まつりに関する実行委員長補佐
 - (11) その他、県会長から指示された事項及び事務局員の監督
- 2 事務局次長は、前第1条の業務に関し、会員理事役の業務を兼務し、細部は次を担当する。
- (1) 理事役会提案事項及び行事計画等の事前審議に関する事務局長補佐
 - (2) 各種行事・研修旅行等の準備・実施に関する事務局長補佐
 - (3) 総会、懇親会等の作業責任者として、作業員の手配・監督に関すること。
 - (4) その他、事務局長及び音楽まつり実行委員長から指示された事項
- 3 会計理事役は、必要の都度出勤し、前第1条の業務に関し、細部は次を担当する。
- (1) 県隊友会の会計事務全般に関すること。
 - (2) 事務員A（隊友会会計担当）の指導監督に関すること。
 - (3) 予算原案及び決算報告資料原案の作成
 - (4) その他、事務局長から指示された事項
- 4 会員理事役は、前第1条の業務に関し、細部は次を担当する。
- (1) 会員の入退会手続きに関すること。
 - (2) 会員データベースの維持・管理に関すること。
 - (3) 会員名簿・会員証の管理に関すること。
 - (4) 総会、懇親会等の案内状の発送、参加者名簿等の作成に関すること。
 - (5) コンピューターシステムの維持・管理に関すること。
 - (6) 音楽まつりの小冊子作成・寄付金集めに関すること。
 - (7) その他、事務局長及び音楽まつり実行委員長から指示された事項
- 5 事務員A（隊友会担当）は、週5日出勤し、前第1条の隊友会の業務に関し、細部は次を担当する。
- (1) 会費等の徴収・管理、出納事務に関すること。
 - (2) 支部交付金、香典及び隊友紙配布手数料等の送金に関すること。
 - (3) 部隊研修旅行・懇親会等の会費の徴収・支払に関すること
 - (4) 文書の発簡接受等の文書事務に関すること。
 - (5) 機関誌「隊友」及び広告等の発送に関すること。
 - (6) 各支部等との事務連絡に関すること。
 - (7) その他、事務局長及び会計理事役から指示された事項

- 6 事務員 B（音楽まつり担当）は、前第 1 条の業務に関し、細部は次を担当する。
- (1) 音楽まつりの文書管理事務に関する事。
 - (2) 音楽まつりの寄付金等の管理、出納事務に関する事。
 - (3) 会員の入会申込書の発送に関する事。
 - (4) 会員カードの管理、会員証の発行に関する事。
 - (5) その他、会員理事役及び音楽まつり実行委員長から指示された事項

（業務遂行上の留意事項）

第 5 条 県本部事務局員は、前第 4 条記載の担当業務を全うするに当っては県隊友会全体のために奉仕・貢献することを旨とし、県規則及び理事役会議決事項（理議決第 25-1 号）等を遵守するものとする。

- 2 事務局長は、県会長・副会長、各支部長等への情報提供に努めるものとする。

第 3 章 会計業務

（事務局経費の支出監督）

第 6 条 県本部事務局の経費支出細部基準については、会計理事役との協議により事務局長が案を作成し、県会長の承認を得るものとする。

- 2 県本部事務局における経費の支出については、県本部会計責任者である事務局長の判断・監督の下、厳格に執行するものとする。

（音楽まつりとの別会計）

第 7 条 県本部事務局の会計と音楽まつり実行委員会の会計は、それぞれ別会計・別出納とする。

- 2 県本部事務局に対する音楽まつり業務遂行の対価は、事務局長、会計理事役との協議により音楽まつり実行委員長が案を作成し、音楽まつり主催者団体の承認を得て、県本部事務局の会計に入れるものとする。

（改正手続）

第 8 条 本業務実施細則の改正は、理事役会の議決による。

附 則

- 1 この業務実施細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。